

第九部

第一回 参議院農林委員會會議錄 第三十二号

(五一六)

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第七号)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十号)
- 農業保険法の改正に関する陳情(第十三号)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四号)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二号)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧品配給公團法案(内閣送付)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一号)
- 新炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二号)
- 茶業振興に関する陳情(第六十三号)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地処分経費の全額國庫補助等に関する陳情(第六十七号)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出対策改善に関する陳情(第六十八号)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反対に関する陳情(第七十号)
- 農地委員会の経費を全額國庫負担とすることに關する陳情(第七十二号)
- 林道飯田、赤石線開設に関する請願(第十七号)
- 主食需給計画の根本的改革に関する陳情(第七十四号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第七十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助とすることに關する陳情(第八十号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四号)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業経費を國庫負担とすることに關する陳情(第八十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七号)
- 農作物の「菜菔週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第九十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十五号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十九号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第一百十六号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百十九号)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 函館宮林局の管轄区域変更に関する請願(第五十四号)
- 薬用人参試験場設置に関する請願(第六十六号)
- 米價改訂に関する陳情(第二百二十八号)
- 民有林野制度の確立に関する陳情(第二百二十号)
- 養蚕協同組合法の制定に関する陳情(第二百三十一号)
- 農作物の「菜菔週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百三十三号)
- 開拓者資金融通に関する陳情(第三百三十八号)
- 米穀供出に対する報奨制度の廃止並びに肥料の配給に関する陳情(第四百十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五百十号)
- 運配主食の價格に関する陳情(第五百二十二号)
- 岩手縣下の三農用水改良事業を國営とすることに關する請願(第八十八号)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五号)
- 北海道でん菜糖業の保護政策確立に関する請願(第二百二号)
- 新炭の價格に関する陳情(第二百六十二号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百六十三号)
- 食料品配給公團法に関する陳情(第七十六号)
- 農作物の「菜菔週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第八十七号)
- 農作物の「菜菔週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第八十八号)
- 農作物の「菜菔週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第九十二号)
- 市営競馬の施行に関する陳情(第二百四十八号)
- 北海道開拓事業に関する陳情(第二百七号)
- 岩手山ろく國營開墾事業に関する陳情(第二百九号)
- 農作物の「菜菔週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百三十三号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十号)
- 未墾地の開拓事業に関する陳情(第二百二十二号)
- 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漚用水路に関する請願(第二百一十一号)
- 藤山演習地の返還並びに開拓計画変更に関する請願(第二百三十五号)
- 食糧配給確保に関する陳情(第二百三十六号)
- 林業振興対策に関する陳情(第二百二十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百二十八号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百三十一号)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に関する陳情(第二百三十二号)
- 農作物の「菜菔週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百三十五号)
- 米穀需給計画の根本方針に関する陳情(第二百三十六号)
- 農業保険法制定に関する陳情(第二百四十四号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百四十五号)
- 岩手山ろく國營開墾事業に関する陳情(第二百四十八号)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廃に関する請願(第七十六号)
- 開拓対策に関する請願(第七十七号)
- 旧軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに関する請願(第八十三号)
- 十勝種馬育成所用地開放に関する請願(第八十五号)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に関する陳情(第二百六十二号)
- 農作物の「菜菔週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百六十七号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百六十八号)
- 農作物の「菜菔週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百七十一号)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規一部を改正することに關する陳情(第二百八十号)
- 勤労大衆の食糧危機突破対策に関する陳情(第二百八十二号)
- 日本競馬会に関する陳情(第二百八十三号)
- 農村指導農場開設に関する陳情(第二百九十四号)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に関する陳情(第二百九十五号)
- 農作物の「菜菔週期栽培法」の普及実施に関する陳情(第二百九十九号)
- 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三百号)
- 臨時農業生産調整法案(内閣送付)
- 小坂部川貯水池改良事業を國営とすることに關する請願(第二百七号)

○旭川合同用水工事促進等に関する請願(第二一九九号)

○農地改革促進に関する請願(第二二一三三号)

○東京都内の食糧配給に関する陳情(第三三三七号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○種卵及びひなの價格撤廃並びに養鶏用飼料増配に関する陳情(第二二一八三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農地調整法並びに自作農創設特別措置法の改正に関する陳情(第三三三三三号)

○奈良縣下のかん害対策に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第三三三三三号)

○邑知瀧干拓計画反対に関する陳情(第四二二六号)

○福岡縣三池郡高田村地先その他の干拓事業を團営とする事に関する陳情(第四三三六号)

○農業災害補償法案(内閣送付)

○農林指導農場開設に関する陳情(第四三三八号)

○主食の均てん配給に関する陳情(第四四四号)

○新築田市旧町裏練兵場掘下げに関する陳情(第四四四十一号)

○食料日配關係の公團制反対に関する陳情(第四四四十九号)

○農地開發營團の解散に伴う開發事業の都道府縣移管その他に関する陳情(第四四五十号)

○民有未墾地買収計画の樹立その他に関する陳情(第四四五十二号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四五四号)

○邑知瀧干拓計画反対に関する陳情(第四四五十五号)

○東京都の薪炭増配に関する陳情(第四四六号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四六十八号)

○元御料林掘下げに関する陳情(第四四七号)

○植林用苗木無償配付に関する陳情(第四四一十号)

○適地開拓に関する陳情(第四四二二号)

○北海道農業試験場復興助成に関する陳情(第四四七号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農業者協同組合法案に関する陳情(第四四二五号)

○農地調整法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○林業關係水害復旧費國庫補助引上げその他に関する陳情(第四五五号)

○農業者協同組合法案の一部を削除することに關する請願(第四五二二号)

○纖維産業従業者に対する加配米及び物資報奨配給に関する請願(第四百六十三号)

○山口縣玖珂郡内各町村のかんばつ防止対策に関する請願(第四百七十二号)

○山梨縣下の水害復旧費國庫補助に関する請願(第四百八十号)

○農地制度改革等に関する請願(第四百八十一号)

○食料配給公團制反対に関する陳情(第四百四十六号)

○食料配給公團制反対に関する陳情(第四百五十一号)

○あひる飼育事業の拡充強化に関する陳情(第四百五十四号)

○緊急開拓事業費の増額に関する陳情(第四百六十九号)

○水害應急対策用建築資材の配給に関する陳情(第四百七十号)

○大和平野東南部用水改良事業費予算増額に関する陳情(第四百七十一号)

○農地制度改革に関する陳情(第四百七十二号)

○奈良縣下のかん害対策に関する陳情(第四百七十三号)

○農業者協同組合法案中に薪炭を明記することに關する陳情(第四百七十四号)

○埼玉縣人間郡民有林開拓反対に関する請願(第四百八十八号)

○埼玉縣下水害町村の農業者助成に関する請願(第四百九十四号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願(第四百九十六号)

○奈良縣下のかん害應急対策費國庫補助に關する請願（第五百号）

○愛知縣下のかん害應急対策費國庫補助に關する請願（第五百一號）

○大阪府のかん害應急対策費國庫補助に關する請願（第五百二號）

○京都府のかん害應急対策費國庫補助に關する請願（第五百六号）

○淀川右岸用排水改良事業費國庫補助に關する請願（第五百十三号）

○愛知縣下のかん害應急対策費國庫補助に關する請願（第五百十四号）

○土地改良事業の継続施行に關する請願（第五百十五号）

○農業災害補償法施行に關する請願（第五百十七号）

○滋賀縣甲賀郡外一郡のかん害應急対策費國庫補助に關する請願（第五百二十二号）

○小倉市曾根地先干拓実現に關する請願（第五百二十七号）

○造林用苗は用地確保に關する請願（第五百三十四号）

昭和二十二年十一月十八日（火曜日）
午後二時二十八分開会

本日の會議に付した事件

○國有林野法の一部を改正する法律案
○農地調整法の一部を改正する法律案
○自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

○理事（木下源吾君） それでは委員會を開きます。本日は國有林野法の一部を改正する法律案の提案理由の説明、それから自作農の質疑をその後引続いてやりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○理事（木下源吾君） それではさういうように進めたいと思います。それでは提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員（井上辰次君） それでは只今から國有林野法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

北海道の國有林野は、従来内務大臣の所管の下に北海道廳が管理經營して來た關係もありまして、北海道には國有林野法は施行せられておりませんので、これに相當する法令として、北海道國有林野及び産物処分法令が施行せられておつたのであります。この勅令は旧憲法上のいわゆる獨立命令でありましたために、昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の第一條によりまして、本年十二月三十一日限り失効となるのであります。北海道の國有林野に對して右の勅令に代るべき法律を必要とする次第であります。

又北海道の國有林野は、本年四月國有林野事業特別會計法の施行と、五月の官制の改正によりまして、旧御料林と共に農林大臣の所管に移り、内地府縣所在の國有林野と同一の方針の下に運営せられることとなつたのであります。以上述べました理由によりまして國有林野法を改正して、北海道にこれを施行する必要があるものであります。

尙本法の改正前に、北海道國有林野及び産物処分令に基いてなした國有林野に關する契約は、本法施行後においても有効であるとしたしまして、既存の権利關係を保護することとした次第であります。又國有林野法第二十六條第二項は、沖繩縣の國有林野の貸付、使用及び買拂並びにその処分に關して必要がある場合においては、勅令を以つて特例を設けることができることを規定しておるのであります。改正憲法の趣旨から見れば、これらは當然法律を以て定める事項でありますので、この條項を削除いたすわけであります。以上の理由によりましてこの法案を提出した次第であります。

何卒慎重御審議の上可決せられんことをお願いする次第であります。尙詳細は後程林政部長から詳細に御説明申し上げるつもりであります。

○理事（木下源吾君） それではこの法律案についてこの機会に御質問をお願いしたいと思います。木曾さん何かおありになるようなお話でしたが……

○理事（木下源吾君） いや、ございません。○理事（木下源吾君） なければ、ではもつと詳細な説明を政府委員にお願いいたしますか。いかがでございますか。

○理事（木下源吾君） それでは詳細な説明をお願いします。

○政府委員（安藤子藤吉君） 只今の提案理由以外に格別詳しく御説明申し上げる点もございませんのであります。一番関心が持たれると存じますのはこれによつて北海道の國有林野について従来の取扱いと異なる差異が生ずるかという点が、一番関心を持たれる点じやないかと思つております。その点につきまして多少敷衍して申し上げて見たいと思つております。現に北海道に施行されております北海道國有林野及産物処分令は、北海道におきます國有林野の賣拂、譲與、交換、貸付及び

使用並びに林野産物の賣拂及び譲與に關する根拠法規でありまして、主としてこれらの処分について農林大臣が行い得る契約の範圍を規定してあるのであります。このことは言いかえまると、この勅令が國有林野管理の一般的な根拠法規であります。國有林野法と全く同じ性質のものであります。規定の對象といたしておるのであります。形式的には勅令であります。が、國有林野法の北海道における特例をなしておることとを示唆する事実に比較検討した見ますと、それそれ相對應する規定があり、その内容も大体類似しておりますので、この改正をいたしましたも、北海道の國有林野に關しましては、従来の取扱と大した差異は生じないということが一應言えるのであります。

林野の賣拂或いは譲與、交換、貸付、使用、こういうような点については殆ど問題はございませんが、こういう点が一番問題があるかと思つて、國有林野の保護及び更新上必要と認める場合におきましては、制限を付して地元人民にその産物を採取させることができるといふことが、北海道國有林野及産物処分令にございまして、この保護並びに更新上必要である場合には、その産物の採取を地元によらせるといふのであります。この点が國有林野法につきましてはさうな形になつておりませんので、國有林野であつて、保護上必要な場合におきましては、市町村又は市町村内の一部にその保護を委託することができるといふような程度になつておるのであります。多少その点の制限はきつくなるのではなからうか。

かように存じます。併し實質上におきまして格別支障がなからうかと存じます。運用の如何による問題であると思つております。その他の点につきましても、格別利用上或いは処分上支障を來すようなことがございませぬので、殆ど問題はなからうかと、かように存じておる次第でございます。

○理事（木下源吾君） 御質問がございましたら……

○山崎 恒君 改正法案については別に質問もないのでありますが、念のため北海道におきます國有林野の面積を所有者に別に見上げて見ます。北海道廳が管理いたしておりました國有林野が二百二十九万八千町歩、旧御料林が八十七万八千町歩、尙その外、大学の演習林が十萬五千町歩、北海道地方農林が六十四万七千町歩、市町村有林が十二萬四千町歩、私有林が百九萬八千町歩、尙國有林、御料林、演習林の外に多少雜種財産その他の官有林がございまして、この官有林が八萬三千町歩、合計いたしました五百二十三萬三千町歩になります。

○山崎 恒君 推定木材の石敷を……

○政府委員（安藤子藤吉君） 大体の容積の概定をあとで調査いたしました。書面で御報告申し上げます。

○理事（木下源吾君） その他御質問はありませんか。

○河井彌八君 このたび御料林が國有に編入せられたのであります。只今

第九部 農林委員會會議録第三十二号 昭和二十二年十一月十八日【衆議院】

政府委員の説明によりますと、従来のつまり國有林野法が行われていなかつた。併し従来の取扱いは大体において改めたいということでありませう。元の道廳で管轄しておつた國有林と、それから元帝室林野局で管轄しておつた、さうして今度新たに入つた國有林と、大分施業の方法等について非常に相違がある。かように私は考えておるのであります。これらの施業の実施等につきましましては、政府はどういうふうな方針を以て、これから北海道の國有林を經營せられるか。それを伺いたいと思

く山を荒らしておられます。事実において北海道には、國土計画の上からいつても或いは農業の關係からいつても將來非常に厄介な問題が起ると思つて、宜しきを制して、比較して一番良い方法を探らうというお考のようでありませうが、具体的に實際これならばよいという方法、むしろ私は御料林のとき經營方法を探つて、北海道の山の荒れないうように施業等を実施して頂きたい。こういうふうにご考慮の所でありませうが、いかがでしょうか。

○政府委員(安孫子謙吉君) 只今御指摘の通りに、従来の御料林の經營方法と、内地國有林の經營方針と、北海道が管理しておりました國有林の經營施業方法とはいろいろな点において異なつておられます。それ／＼長所を持ち、又短所を持つておるのでありまして、この点はできるだけ早い機会に統一した方針を確立いたしましたして統一方針の下に渾然融合して經營をなして参りたい。かように考えまして只今この三つの行き方について部内におきまして慎重な検討を加えておる最中でございます。いずれ近い内に結論が出るかと思

○政府委員(安孫子謙吉君) 只今私が三者比較検討の上と申しましたが、實際におきましては、内地國有林と御料林との經營方法の比較検討が主になるかと思つておられます。北海道廳の經營方法につきましては、いろいろの問題も承知いたしておりますので、將來山を荒らすという点についての考慮は十分脱み合せまして、主として御料林並びに従来の内地國有林の關係においての長所を組合せまして、方針を確立したい。かように考えておる次第でございます。

○河井彌八君 政府委員の御説明一應了承いたしますが、併し私が承知しておりますところは、道廳或いは内務省で經營しておつた國有林と、御料林として經營された國有林とは、經營上非常に實質的な違いがある。はつきり違つておると思つておられます。そこで道廳でやつた經營の方法は随分ひと

○岡村文四郎君 案そのものが一應見ると非常に簡單で、当然こうあるべきなんで、改正になつたと思つておられます。この内容につきましては、北海道は特殊の土地のためか、道廳が管理しているためか、いろいろ内容が違つておりました。今河井さんからお話がありました。例えは官行百五十五号を今後繼續しておやりにすることと思つておられますが、これは我々一般國民から見ますと、非常に濫伐というよりも、むしろ非常にやり方が粗末で、政府の事業である、官營の事業であるというので、あ、なつておるのかも知れませんが、

我々が山の跡地を見ますと、この大事な資源の裏に乏しい時期に、ああいう方法では、とても日本の山はなんぼあつても足らんことは当然なりというふうな濫伐の仕方をやつておられます。伐るのではなくて伐つた後の処分の方法なのであります。若しあ、いう事業を政府で今後おやりにするといふおつもりならば、十分検討されて、御料林と一般の國有林との經營の方法が違つていたということでありませうが、その通りなのであります。御料林の方では丁寧で、非常に良く扱われているのであります。一般の國有林の方は誠に粗末で、伐ることは伐つても、伐つた木の取り方が乱雑であります。ああいうものは自分の物ならああいうことは絶対にはないと思つておられますが、それが政府の事業でありますか、實に跡地を見ると誠に粗末でありまして、今後御料林を扱つた場合には、ああいうことが絶対にはないように、乏しい資源は一層注意されて、必要な材料になる部分はどこまでも取つて行くといふような御計画を立てますことを御希望申上げますと同時に、今度調査願つて、御検討下さることをお願い申上げて置

○政府委員(安孫子謙吉君) 御趣旨御尤でございます。林政統一の趣旨も亦この観点から從來いろいろ主張されて参りましたので、それが実現したのでありますから、この趣旨に副うて万全の努力をいたしたい。かように存じます。

○河井彌八君 只今岡村さんが私の伺いたい点をお述べ下さつて、非常に好都合であつたのであります。私も岡村さんと同一の考を持つておられます。

それからもう一つ私は附加して申上げて置きたいのは、北海道における開拓の状況であります。これらの実情を私は實地に行つて調べることができませんが、自分が調査しておるところでは、随分無理に、この林野に喰ひ入りまして、ひどい開拓の方法をやつておるといふことが報告されておるのであります。殊に森林として、つまり耕地として十分にこれは經營する見込のないところを森林として經營せざるを得ず。さうして森林になつておるような所も随分各地において大面積に互つて切り拓いて耕地とせんとするやうなことが實際に現れておるのであります。が、さういふやうなこともこの北海道における森林を本當に經營する見地から、非常に重要な關係を持つてありますから、農業關係の、極く極端に言へばできるだけ早く人の森林を取つてしまつて、さうして開墾をしよう。その土地にある山林にある林木も切つてしまつてかきいふやうな妙な考えが働かないとも限らない。さういふやうな実情などに制せられることなしに、北海道の山を、國有林を中心として本當によく護つて立派なものに育て上げるといふやうな御方針をはつきりと確立して行つていただきたいと思つておられます。これは直接に北海道の林野をどうするといふわけではありませぬけれども、併しこれが立たないといふと、北海道の林野というものは荒れ放題に荒らされてしまつて、結局災害の原因になるか又食糧増産なんとかいふこともできないといふことになる虞れがあると思つておられます。その点を十分に注意してやつて頂きたいということをお申し上げて置きます。それについて政

府の御所見を伺いたいと思つておられます。開拓の問題につきましては、單に北海道のみではありませんが、殊に北海道におきましては重要な問題であります。いろいろ開拓が始まりましたから、北海道において実行いたされたが、円滑に又有効に進行いたしてないことを承知しておられます。又これがいろいろ、國土保安上の観点から支障を及ぼしておる点も承知いたしておられます。只今の御趣旨によりまして、林野の立場からも、單に林野の立場からではなく、國土保全の立場から強く私共主張いたしまして、北海道の開墾土地につきまして十分な検討を加へまして、合理的にやつて参りたい。かようなこととで開拓局ともいろいろ折衝しておる次第でありますので、御了承願いたいと思つておられます。

○理事(木下源吉君) 他に御質問ございませんか。御質問ございませんが、この案は予備審査であります。先程説明にもあつたやうに、從來内務大臣の所管であつたものが、農林大臣の所管に變るといふだけで、極めて簡單のやうに考えますので、予備審査をこの程度で打ち切つて御異議ありませんか。

○理事(木下源吉君) 他に御質問ございませんか。御質問ございませんが、この案は予備審査であります。先程説明にもあつたやうに、從來内務大臣の所管であつたものが、農林大臣の所管に變るといふだけで、極めて簡單のやうに考えますので、予備審査をこの程度で打ち切つて御異議ありませんか。

○理事(木下源吉君) それでは速記を始めて……自作農創設特別措置法の一部改正法律案の予備審査をこれから質疑をお願いいたします。尙自作農創設と、今予備審査に廻つておる農地調

〔速記中止〕

で道廳でやつた経営の方法は随分ひと

あ、なつてゐるのかも知れませんが、

村さんと同一の考を持つております。

申し上げて置きます。それについて政

設と、今予備審査に廻つておる農地調

整法の一部改正法律案とは関連があり
ますので、一括してやりますので、そ
の点を一つ御了承願います。

○北村一男君 今他の地方は存じませ
んが、新潟縣のこの山の地帯におきま
しては、どうもこの山林の開放、これ
は開墾の意味もございませぬが、今度
この農地調整法の一部改正案が新聞に
提案されるといふことが傳わりまし
て、或る団体からもう既に開放を迫
つておりました、これは只今申したよ
うに單にこの法案が実施されることを
予想しておるのみならず、開墾の問題
もありませんが、地主と、この開放を
要求する側に非常に対立關係を起して
おるような実情が少くございませぬ。

この法案が通りましたら、一段かよう
な傾向が助長されると思つてありま
す。これに対して農林省としては
誤解のないようにいろいろ手を盡され
ることが存じます。さういふ關係
が起きておるといふことを御承知にな
つておるかどうかが、それに対して又差
当りどんなふうな手を打たれて行くか
考へであるか。先ずそれを承つて見た
いと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 山林開放と
いふ問題につきましては、現在行なつ
ております農地改革が昨年決まりました
ときに、農民組合等の要求といたし
ましては、一町歩の保有地をなくす
る。それから山林原野に対する開放、
このことが要求をされ、又やかましく
論議をされたのであります。その後安
定本部等におきまして、石炭増産のた
めの坑木、これを伐採するといふよう
なことを考えられたときにも、やはり
なんらかそこに山林が特別の措地を受
けるのじやないか。結局山林開放とい

うような誤解を起し、さういふよう
なことで、断えず山林開放といふこと
が世間の噂になつておるのであります
私共聞いておりますところによりまし
と、中には山林が今に開放になるの
から、今の中に賣つておいたらいだ
らうとか何とか、いろいろなことを
言つてあるらしいのであります。そ
の都度政府はこれを否定しておるので
あります。これはこの法律を出します
事柄と、この法律の中に含まれてお
りますところの山林に關する利用權の
保護並びに設定といふ事柄は、いわゆ
る山林開放とは全然關係のないこと
でありまして、たださういふことは言
へないと思つてあります。そのように
いふ第三の農地改革の名を以て呼ば
れますところの山林開放の問題、これ
をよく考へて見ますと、成る程國土
資源を最もよく使うことは必要なこ
とであります。さて農地と同じよう
に所有權の移動をする。或いは分割す
るといふような形における改革とい
うものは、これは山林に適用すべから
ざるものであり、山林の面から申しま
すれば、國土の保安、森林資源の涵養、

この事柄をいたしたためには、相当
の面積を計画的に施業をして行く。そ
のタイプカルなものも先程も話され
ておりましたが、結局國有林等の大き
な経営でありますし、さういふこと
が望めないにいたしたとしても、小所有
者の持つております山林を森林組合等
の形で協同施業をして行く。協同施業
はできないにいたしたとしても、一定の
施業計画に基いて施業をして行くとい
う形、いづれにいたしたとしても、これ
はもう申すまでもありませんが、森林
は補足的な経営をしなければならぬ

い。年々幾らか伐採をして、幾らか殖
えて行く。さういふ補足的な経営をし
なければならぬ。そのためには大き
な面積を要するといふことでありまし
て、従つて農地もさうであります。山
林も非常に分割されて過ぎておるのじ
やないか。それに対する考へ方といは
しましては、さういふような森林自体の
要求から考へるべきものと思つてあ
りまして、ただ問題はさういふことで
なくて、農業経営と密接不可分の關係
にあるもの、即ちこの農地調整法の中
に今回取入れた落葉を取るとか、
或いは枯枝を取るとか、或いは炭飯が
ありますところを限りましては原木を
採取する。さういふ自家用燃料の問題
又家畜の飼料とするための草を採る問
題、或いは堆肥原料にするための落
葉なり、下草なりを取るとか、さうい
ふ山林を山林としてでなく、農業経営
と密接不可分の資源の供給地としての
問題、これは当然農地乃至農業経営
との關係において一体的に考へてい
なければいけない。さういふ事実に基
きまして、農地調整法に、今回の山林
をさういふ農業上の利用といふ問題
を取り上げたのであります。従つて私
はさういふ山林に關する農業上の要求
といふものは、この農地調整法に書き
ましたように、山林自体の経営とい
うことは全然別個に、山林自体の経営は
飽くまでもその方向において造林をさ
れ、補足的な経営もできるやうによつ
て行く。さうして農業上との關係にお
いて、今申しましたような落葉、下葉
或いは又枯枝、又炭飯のありますところ
では薪炭原木、さういふ利用權の保
護、若しくは設定といふ形で処理をす
べきものである。さういふ考へ方に基

いておるのであります。従つて御質
問の趣旨から申せば、いわゆる山林原
野の開放といふ問題は、むしろ問題が
はつきりして来るのではないかと。さ
ういふふうな考へておるのであります。
○北村一男君 只今農政局長の御説明
によりまして、先ず山林關係におき
ましては自家用の燃料關係のところ
線を引いて、それ以上今のところ進
む意向が政府にはない。かように解釈
して宜しいわけございませぬか。
○政府委員(山添利作君) それは農地
改革といふような思想からいたしまし
ては、その通り明確であります。問題
はむしろ造林を促進しなければなら
んといふような面において、これは國
が強力な施策をしなければならぬ。こ
ういふことであると思つてありま
す。

ておる。さういふように書いてありま
すが、これは主として現在北海道の牧
野と稱しておるもので、農耕地になり
はしないかといふ場所に見られるのは
主として根室、釧路、即ち根釧原野に
非常に多い面積があると思つてあり
ます。この根釧原野を農地にせられま
す時分には、先般お聞きしますと、北
海道廳でその選定をする事になつて
おるやうであります。非常に重要な
ことであるので、実は北海道その
ものが農地の計画を立てて、佐上長官
時代に大失敗をいたしておるのであり
ます。これは北海道におつて北海道の
人間が計画を立てて、その移民を入れ
て失敗をしたのでありますから、とて
も想像もつかんことでありまして、そ
れは入地さして見て、初めて結果が出
たことで、これもあながちそれがいけ
なかつたといふことを言つてもいかに
のであります。今度あの地方の土地
を農耕地に適するといふ考で指示され
ていると思ひますが、これには農業は
かりでなくて、牧畜を入れた農業でな
ければ絶対に根釧原野の農業は成り立
たないといふことが現実に見れており
ます。ために、計画を立てます時分にそ
の面を十分にお考へになつておりにな
らんと、又入れたその農家は、非常な迷
惑をする。それで根釧原野は一時佐上
長官が非常な努力であそこに多数の移
民を入れましたが、殆ど三分の二はそ
こから逃げて、後へ残つた三分の一が
残つた面積を備へてつとつて、さうして
牧畜を兼ねてやつておりますために、
最近是非常に経営が楽になつておりま
す。それは馬、牛が非常に高いのと、
牛乳が非常によく賣れるので、そのた
めに根釧原野の農家は、今では昔の苦

○北村一男君 後段の御説明でありま
すが、これから造林をする必要があ
つて、個人の力ではなかつて、さうい
う至らんとする場合においては、國家と
して或る施策をやられるといふ場合が
あるといふ意味に取つて宜しいので
ございませぬか。
○政府委員(山添利作君) さういふこ
とが必要になつて来るのだらうと思つ
ております。

○岡村文四郎君 今度の法案の改正
で、牧野を開放しようといふ説明があ
つたやうであります。これは大いに
考へられることで、牧野の中にも農耕
地になることが確かにあることであ
つて、それは決して否定するもので
はないのであります。正確な数字は
掴み得ないといふやうであります。例
えば北海道に十町歩の土地を予定し

第九部 農林委員会會議録第三十二号 昭和二十二年十一月十八日 (農林院)

勞を忘れた形になつておりますが、それには相当の面積も要しております。

○政府委員(山添利作君) 牧野を開放しまして、その後入れますところの入植者が、これは畜産を主とした経営を考へておるわけでありませぬ。

○政府委員(山添利作君) 牧野を開放する時分に、今局長の御説明を聴くというのと、農業ばかりで行くことは考へておらん。家畜を加味したものを考へるといふお話を伺いますが、これは耕作地

の買収とは違ひなすから、入れる方をどう考へておるか、お聴きせぬと分りませぬが、政府が土地の買収をして開墾をする。それから農家を入れよう。こういうお考へであるかどうか分りませぬが、新しく人を入れても、すぐに畜産を加味した百姓なんかできつこないのではありませんか、その点どう考へておられますか。

○政府委員(山添利作君) これは相当廣い牧野もございませぬし、牧野と一口にいひましても、いわゆる開墾に適する地区と、然らざる地区とあるわけです。開墾に適しないところは、結局そのまま共同開放の形において共同利用をして行く。もとより所有権は、大きなものにつきましても國が留保しておることになりましようが、小さいものは、地元の市町村等に譲渡するということになつております。そうして開墾のできますところは、これをそれ／＼の十町とか二十町とかいうような区劃に分けまして、そうして幹線道路といふようなものは國で施設する。而して開墾そのものは入植者にやつて貰うといふことを考へておるわけでありませぬ、この開墾といひましても、もとよりこの意味における諸を作つたり、或いは馬に食わす大根を作つたりする農地もありましようし、そうでなくて、同じ牧場として使つておるにしても、牧草の栽培せられる形式が、耕作地式なものになる。こういう牧草栽培的なところに段々向けて行きたい。こういう考へてありまして、要するところ、今の牧野を集約的に使いたい。で、開墾のできるようなところは、今の我々が普通頭で考へておる一部は耕地になり、一部は非常に改造された牧野にな

ると、そこに共同開放地等として使いまする部分は、これも現在よりは相当集約度を進めて行きたい。こういう考へなのであります。

○北村一男君 私先刻ちよつと尋ね申上げたのですけれども、この私の一番憂うる点は、自家用薪炭の燃料を採取する薪炭林の使用権設定の場合にいろいろ問題が起ることを厭つたのでございませぬ。それはどういふ場合かと申しますと、第一に過大な面積を持つておる者、これは問題はないと思ひますけれど、過大……何を以て過大と申しますか、その一つ……地方々々によつて必要とする農家の経済をやつて行く面積というものが違つてくるのではないかと申すのであります。それからそういう場合に、或る線を引いた以上持つておるからこれを開放せよといふことは、実情に即して、無理の点のあることであるのではないかと申すのであります。それからもう一つは、自家用の燃料を採取するに、便不便といふ点が、なかくこれは實際問題として大きな問題でありまして、不便なところは雖も使用権の設定などを希望しない。便利なところを求めて使用権を設定するように要求が起るのではないかと。こういう問題を繞つてやはり農地委員会において裁定なり、承認する場合において、同じ部落内において相当の対立なり不平が起きて、農村の平和を乱すようなことがあるのではないかと。この点については、どんな処置をお執りになるか。伺いたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) この山林の使用権の問題につきましては、典型的な例を挙げますと、岩手縣の名子という所、或いは中國筋にもございませぬが、そういう地方におきましては、これは昔、開墾をした時の名残と言われておるのであります。農地と同時に山も一括して小作人に貸されて、さうして相当面積の山林を借りておつて、年々一定量で山を伐つて行く。さういふ慣行があるわけでありませぬ。これは典型的に強い意味におけるものであります。が、単に枯枝を取つたり、山の下草を取つたり、或いは採草地の草を年々採る権利を持つておるといふような例は全國各地に廣くあるのであります。併しその内容は地方々々いろいろ態様も異つておるかと考へておられます。これらのものを一括しまして、現在あるところの権利を保護する。即ち農地と同じように、無暗に正当の理由がないのに契約を解除するといふようなことがないようになつたといふのが一点、それから農地改革に伴つて、今度は山の方で土地を所有しておるの方が、謂わば攻勢に出ると申しますか、それと関連において、むしろ農地改革そのものも進まないといふような事態もあつて得るわけでありまして、さういふような意味合から、この権利を保護をいたしますと同時に、従来さういふような關係から持つておりました使用権を取り上げられた者については、これを新らしい権利の設定という意味で回復をする。それから御承知のように、未開墾開墾をいたしますと、従来その山野から燃料なり、又は草なり取つておりました人達が、その資源を失うことになる。そこでそれに代るような土地を提供する。固よりその場合には山の奥になる。この点はいはし方があ

りませぬけれども、代地においてさういふ必要なものを採取するところの利便を認めよう。こういう点、それから又現在非常に廣範圍に亘つて比較的少數の人々がいま申しますような使用権を持つておる場合に、他の農家にもその仲間入りをさせる。即ち配分調整をする。さういふことを考へておるのであります。大休山林原野に関する利用といふことは廣く行われており、廣く又……その何と言ひませぬ、さういふことが慣行的に成立をいたしておるのであります。それらの今申しましたようないろいろ事例の場合を調整して行きたい。同時に又新しく草を採るとか或いは燃料を取るとかといふ問題が起りますれば、これを山林経営等を容さない範圍において認めて行きたい。さういふ趣旨であります。

そのことのために、成る程地元におきましては農民側の要求、又農民の仲間の同志の要求、それ／＼違つ場合に紛争と申しますか、左様なことが起るという場合も十分考へ得るのであります。この利用権の設定に當りましては、山林關係それから畜産關係、又開拓關係、それから地元市町村、それから當事者、さういふ人達の意見を聴いて物事を決めて行く。さういふやり方をいたして行きたいと考へておるのであります。具体的にそれでどういふものをさういふ順序でやるかといふようなことにつきましては、これはなかなか抽象的にさういふ基準を立てることもありません。又さういふ程度面積について利用権を認めたいのかといふようなことも、その利用の態様、又地方的な慣行、それ／＼違つたのであります。一概に申すこともできな

りませぬけれども、代地においてさういふ必要なものを採取するところの利便を認めよう。こういう点、それから又現在非常に廣範圍に亘つて比較的少數の人々がいま申しますような使用権を持つておる場合に、他の農家にもその仲間入りをさせる。即ち配分調整をする。さういふことを考へておるのであります。大休山林原野に関する利用といふことは廣く行われており、廣く又……その何と言ひませぬ、さういふことが慣行的に成立をいたしておるのであります。それらの今申しましたようないろいろ事例の場合を調整して行きたい。同時に又新しく草を採るとか或いは燃料を取るとかといふ問題が起りますれば、これを山林経営等を容さない範圍において認めて行きたい。さういふ趣旨であります。

うお話でございますが、これは耕作地、一部は非常に改造された牧野にな、使用権の問題につきましては、典型的

いのであります。併し大体としてはもうそういう慣行が廣くあり、その辺の事情を斟酌して適当に運用をして行く、ということに考えているのであります。

○門田定藏君 改めて御質問したいと思ひますが、農家の自家用薪炭につきまして、当局は農家一戸当りの程度の自家用薪炭をお組みになつておられますか。尙全国的に自家用薪炭としてこれを適用する場合は、薪炭の数量がどのくらいになるか。御考慮になつておられますか。この点について御説明が願ひたいと思ひます。

○政府委員(山森利作君) そういう資料を手に持つておりませんので、必要があれば後にお答えをいたしたと思ひますが、考え方をいたしまして、農家に現状以上に多くの薪炭を供給しようという考えは持つていないのであります。何人もいわゆる燃料の不足に困つてゐる。従つて今まで枯枝であるとか、根株を掘つたりして、相当やつておるのが実状だろつと思ひますが、やはりそういう形でやつて行くのであります。立派な原木を農家に優先して供給するという考え方はございませぬ。特にこの原木を採取するという意味の利用権の設定につきましては、法令の上で厳格に制限をいたしておるのであります。第十四條の五といたして、これに書いてありますが、その第一項の但書に、この第一項は次の場合でなければ立木の原木の採取を目的とする使用権の設定はならない。これは従来あつた権利が取消された。それを回復するという場合と、それから慣行上、原木を採取する権利を保持している。こういう者に限つてやるのであります。

但し政令を以て定むる場合において都道府県の認可を受けたときはこの限りならずとありますのは、これは先程申しました未墾地の開拓、その場合は換地を興える。こういうような場合に、元々原木まで採る内容であれば、そういうことを考慮しなければならぬ。そういう非常に制限的に考えているのであります。従つてこの山林の農業上の利用、乃至農家の利用といふものは、通常考えられるところの訳であります。普通の原木はこれは賣買でやつたら宜い。これは一時的な賣買とか一時的利用といふのでなく、農業経営に密接不可分に当然続いて行くところの一種の入会といふような色彩が強いのであります。この性質として、そういうような場合を考えているのであります。又農地調整法として、そういう考をするのが当然である。こういうわけでありませぬ。

○河井彌八君 山林関係で一つ伺いたのであります。林業経営に必要な苗圃であります。苗圃といふものは農地としてのお取扱ひであるか。森林の経営の附属として、むしろ林業用地としての取扱ひであるか。言い換へれば農地調整法の目的、即ち範圍内に入るのであるか。そういうような点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山森利作君) 苗圃は農地調整法の農地であり、又自作農創設特別措置法という農地であります。併しこの造林の大切な時に苗圃について特別の考慮を要することは又当然であります。その扱ひ振りにつきましては、種苗の供給に遺憾なからしむるようになりたいという趣旨を以て、いろいろ関係方面と相談いたしております。

○河井彌八君 例へばここに三町歩の苗圃がある。御承知の通り苗圃の種苗事業と申しますと、詰り苗を育てる仕事と申しますと、非常に集約的な仕事であります。農業と言ひますか、園藝とも言うべき非常に骨の折れるもので、それで、併しながら三町歩なら三町歩といふものを全部苗圃として使うのではありませぬ。休閑地として、例へば三分の一なら三分の一といふものを残すといふようなこともあります。それらの休閑地は一時は休閑にさせておきまして、併しその間に蔬菜を作るとか何かといふこともありませぬ。そういう場合にこれは林業用の必要な土地として認められないと、これが自作農創設の目的といふことになりませぬ。林業の経営といふことはできません。同長の今の御説明はそういう場合は矢張り林業のため存するところの苗圃である。その性質を認める。こういう御趣意に解したのであります。それで宜いのであります。

○政府委員(山森利作君) 現に苗圃に使つておりますものも、これは自作農創設特別措置法から言ひますと、これは農地に入るのであります。農地の対象として、種苗の供給に支障のないような取扱ひをしたいということ、これは農地改革の要求もありませんし、又森林の要求もありませんので、そこを眺み合せて今相談いたしておりますわけでありませぬ。

○理事(木下源吾君) どうですか。今日はこの程度に止めて、次回に又続行いたしますことに御異議ありませんか。〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○理事(木下源吾君) 御異議なければ

○河井彌八君 例へばここに三町歩の苗圃がある。御承知の通り苗圃の種苗事業と申しますと、詰り苗を育てる仕事と申しますと、非常に集約的な仕事であります。農業と言ひますか、園藝とも言うべき非常に骨の折れるもので、それで、併しながら三町歩なら三町歩といふものを全部苗圃として使うのではありませぬ。休閑地として、例へば三分の一なら三分の一といふものを残すといふようなこともあります。それらの休閑地は一時は休閑にさせておきまして、併しその間に蔬菜を作るとか何かといふこともありませぬ。そういう場合にこれは林業用の必要な土地として認められないと、これが自作農創設の目的といふことになりませぬ。林業の経営といふことはできません。同長の今の御説明はそういう場合は矢張り林業のため存するところの苗圃である。その性質を認める。こういう御趣意に解したのであります。それで宜いのであります。

○政府委員(山森利作君) 現に苗圃に使つておりますものも、これは自作農創設特別措置法から言ひますと、これは農地に入るのであります。農地の対象として、種苗の供給に支障のないような取扱ひをしたいということ、これは農地改革の要求もありませんし、又森林の要求もありませんので、そこを眺み合せて今相談いたしておりますわけでありませぬ。

○理事(木下源吾君) どうですか。今日はこの程度に止めて、次回に又続行いたしますことに御異議ありませんか。〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○理事(木下源吾君) 御異議なければ

○理事(木下源吾君) 御異議なければ

○河井彌八君 例へばここに三町歩の苗圃がある。御承知の通り苗圃の種苗事業と申しますと、詰り苗を育てる仕事と申しますと、非常に集約的な仕事であります。農業と言ひますか、園藝とも言うべき非常に骨の折れるもので、それで、併しながら三町歩なら三町歩といふものを全部苗圃として使うのではありませぬ。休閑地として、例へば三分の一なら三分の一といふものを残すといふようなこともあります。それらの休閑地は一時は休閑にさせておきまして、併しその間に蔬菜を作るとか何かといふこともありませぬ。そういう場合にこれは林業用の必要な土地として認められないと、これが自作農創設の目的といふことになりませぬ。林業の経営といふことはできません。同長の今の御説明はそういう場合は矢張り林業のため存するところの苗圃である。その性質を認める。こういう御趣意に解したのであります。それで宜いのであります。

○政府委員(山森利作君) 現に苗圃に使つておりますものも、これは自作農創設特別措置法から言ひますと、これは農地に入るのであります。農地の対象として、種苗の供給に支障のないような取扱ひをしたいということ、これは農地改革の要求もありませんし、又森林の要求もありませんので、そこを眺み合せて今相談いたしておりますわけでありませぬ。

○理事(木下源吾君) どうですか。今日はこの程度に止めて、次回に又続行いたしますことに御異議ありませんか。〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○理事(木下源吾君) 御異議なければ

○理事(木下源吾君) 御異議なければ

○河井彌八君 例へばここに三町歩の苗圃がある。御承知の通り苗圃の種苗事業と申しますと、詰り苗を育てる仕事と申しますと、非常に集約的な仕事であります。農業と言ひますか、園藝とも言うべき非常に骨の折れるもので、それで、併しながら三町歩なら三町歩といふものを全部苗圃として使うのではありませぬ。休閑地として、例へば三分の一なら三分の一といふものを残すといふようなこともあります。それらの休閑地は一時は休閑にさせておきまして、併しその間に蔬菜を作るとか何かといふこともありませぬ。そういう場合にこれは林業用の必要な土地として認められないと、これが自作農創設の目的といふことになりませぬ。林業の経営といふことはできません。同長の今の御説明はそういう場合は矢張り林業のため存するところの苗圃である。その性質を認める。こういう御趣意に解したのであります。それで宜いのであります。

○政府委員(山森利作君) 現に苗圃に使つておりますものも、これは自作農創設特別措置法から言ひますと、これは農地に入るのであります。農地の対象として、種苗の供給に支障のないような取扱ひをしたいということ、これは農地改革の要求もありませんし、又森林の要求もありませんので、そこを眺み合せて今相談いたしておりますわけでありませぬ。

○理事(木下源吾君) どうですか。今日はこの程度に止めて、次回に又続行いたしますことに御異議ありませんか。〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○理事(木下源吾君) 御異議なければ

○理事(木下源吾君) 御異議なければ

反する結果になるから、埼玉縣農地部の机上計画である民有林開拓計画を撤回されたいとの請願。

(請第四百九十四号) 昭和二十二年十一月四日受理
埼玉縣下水町村の農業会助成に関する請願
請願者 埼玉縣南埼玉郡柏壁町 埼玉縣農業会埼玉支部 長瀬尾哲太郎外二名
紹介議員 天田勝正君

今大和根川の欠損による北埼玉、北葛飾、南埼玉三郡はその被害が八十一箇町村に及び收穫が皆無となり、従つて農業会も事務所はもとより、倉庫保管品の損害が莫大であるのみでなく、貯金の減少による金融面での減収、主要農作物の販賣手数料の皆無、購買資金の激減、各種利用料の減少に加え、負担金徴収の困難等全面的収入の激減のため、農業会今後の運営が憂慮されるから、右損害及び今後の運営につき助成せられたいとの請願。

(請第四百九十六号) 昭和二十二年十一月四日受理
和歌山縣のかん害應急対策費國庫補助に関する請願
請願者 和歌山縣那賀郡名手町 長藤田照清外六十八名
紹介議員 玉置吉之丞君

和歌山縣本年のかん害は數十年來その例を見ないか烈なもので、これに対し農民は、反当り五千円の巨額をも投じたものもある。これら農家の経済状況は富裕なものではないので、是非共二十二年度追加予算案にこのかん害應急事業補助費の計上せられたいとの請願。

(請第五百号) 昭和二十二年十一月五日受理
奈良縣下のかん害應急対策費國庫補助に関する請願
請願者 奈良市長 片岡安太郎 外百八名
紹介議員 新谷寅三郎君外三名

奈良縣下のかん害は未曾有の被害をかうむりその総面積は二三、〇四二町歩に及び産米の減収と之が対策のために支出したる金額により農民は何れも経済的破綻を來し呻吟しつゝ供米に努力しているが、借入金のため明年の稲作生産準備は全く成し得られない。これは國家食糧対策上由々しき問題であるから早急に國家補助による対策をされたいとの請願。

(請第五百一十号) 昭和二十二年十一月五日受理
愛知縣下のかん害應急対策費國庫補助に関する請願
請願者 愛知縣瀧美郡二川町長 加藤國藏外百四十三名
紹介議員 佐伯卯四郎君外一名

愛知縣下本年のかん害は數十年來その例を見ないか烈なものであつて、稲作の被害は全体の四十三パーセントに及んだ。この間農民は、反当り六千円以上の対策費を投じたがためである。このため蓄積した財を傾け盡し借入金をして充たしたが今後供米の完遂も望めず、又明年度における食糧生産準備も不可能となり重大問題であるからこれ等対策費を早急に國庫補助せられたいとの請願。

請願者 大阪府南河内郡石川村 長 竹綱治一郎外百五十四名
紹介議員 中井光次君

大阪府における本年のかんばつは、數十年來その例を見ない程か烈で、総作付面積の六七七パーセントが被害をこうむつた。この間農民は、総額九千九百万円を投じて揚水機を設置、さく井等を行つたが、この應急施設実施のため、近年の好況によつて蓄積した貯えを使い果たしたのみならず、一時借入金をもつてこれに充たした実状であつて、農業を再び旧日の悲況に沈めることになり引いては、供米に影響するから、追加予算にかん害應急事業國庫補助費を計上されたいとの請願。

(請第五百六号) 昭和二十二年十一月六日受理
京都府のかん害應急対策費國庫補助に関する請願
請願者 京都府農業会長 木下彌太郎外九名
紹介議員 カニエ邦彦君外三名

京都府における今年のかん害は農家、府当局の努力により植付不能面積を百五十町歩に留めたが、山城地区七千七百五十町歩の不能面積救済に要したる経費は二千八百余万円、反当り五千円の巨費を投じたものがある。これ等は生産供出熱意の發露であるから今後農家の生産意欲向上と次期作付の影響上から、右かん害対策費に対し國庫補助の途を開かれたいとの請願。

(請第五百十三号) 昭和二十二年十一月六日受理
淀川右岸用水改良事業費國庫補助に関する請願
請願者 大阪府吹田市市長 岡本太郎外十名
紹介議員 中村正雄君

淀川右岸一帯二市九箇町村の耕地は二、二〇〇町歩でその用水は淀川から取入れていたが近時淀川の水位約一・五米の低下を見、用水の取入が不可能となり改良工事施行なくしては前記耕地の生産不能を來すが、該工事は当初予算にては到底完成されず最近の物價暴騰に照らして請願書記載の本年度認定額五百万円の追加國庫補助をせられたいとの請願。

(請第五百十四号) 昭和二十二年十一月七日受理
愛知縣下のかん害應急対策費國庫補助に関する請願
請願者 愛知縣寶飯郡御津町大字下佐藤宇新屋二一番 地一鈴木龜藏外十五名
紹介議員 山内卓郎君

この請願の趣旨は、請第五百一十号と同じである。

(請第五百十五号) 昭和二十二年十一月七日受理
土地改良事業の継続施行に関する請願
請願者 愛知縣寶飯郡御津町大字下佐藤宇新屋二一番 地一鈴木龜藏外十五名
紹介議員 山田卓郎君

六次土地改良事業を本年度起工による継続事業として施行されたいとの請願
(請第五百十七号) 昭和二十二年十一月七日受理
請願者 名古屋市區區南外堀町六丁目一ノ二六 大見為次

農業災害補償法施行に関する請願
紹介議員 竹中七郎君
農業災害補償法施行に當つて現行保險法により二十二年水稲から実施せられる趣であるが、既に水稲は、刈取調整期に入つていたので、共済掛金の追加徴収も困難で、事実上実施不能の状態であるから、水稻の共済掛金は、昭和二十三年度より適用されたいとの請願。

(請第五百二十一号) 昭和二十二年十一月七日受理
滋賀縣甲賀郡外一郡のかん害應急対策費國庫補助に関する請願
請願者 滋賀縣甲賀郡大原町長 村田幸吉外十三名
紹介議員 西川甚五郎君

滋賀縣甲賀、蒲生兩郡地方の耕地は特性重粘土をもつて構成せられていて、ため、かん害をこうむること多く、特に昭和十四年及び十七年のかん害は耕地三千町歩に達するべく大なものがあつたので、これが恒久対策として、ため池の新築、増築等の施設を講じたが、地勢上適當なる水源を得難く、又甲南四箇町村農業水利改良事業等の恒久対策事業は、農民の力のみでは、到底これが達成を期し得ないから、本事業に対し特別の助成の途を講ぜられたいとの請願。

(請第五百二十二号) 昭和二十二年十一月七日受理
大府府のかん害應急対策費國庫補助に関する請願
請願者 大府府のかん害應急対策費國庫補助に関する請願

大府府のかん害は數十年來その例を見ないか烈なものであつて、稲作の被害は全体の四十三パーセントに及んだ。この間農民は、反当り六千円以上の対策費を投じたがためである。このため蓄積した財を傾け盡し借入金をして充たしたが今後供米の完遂も望めず、又明年度における食糧生産準備も不可能となり重大問題であるからこれ等対策費を早急に國庫補助せられたいとの請願。

(請第五百二十三号) 昭和二十二年十一月六日受理
淀川右岸用水改良事業費國庫補助に関する請願
請願者 淀川右岸用水改良事業費國庫補助に関する請願

淀川右岸一帯二市九箇町村の耕地は二、二〇〇町歩でその用水は淀川から取入れていたが近時淀川の水位約一・五米の低下を見、用水の取入が不可能となり改良工事施行なくしては前記耕地の生産不能を來すが、該工事は当初予算にては到底完成されず最近の物價暴騰に照らして請願書記載の本年度認定額五百万円の追加國庫補助をせられたいとの請願。

(請第五百二十三号) 昭和二十二年十一月六日受理
淀川右岸用水改良事業費國庫補助に関する請願
請願者 淀川右岸用水改良事業費國庫補助に関する請願

被服費の計上せられたりとの請願
(請第五百号) 昭和二十二年十一月
大阪府のかん害應急対策費國庫補助に
関する請願
一月六日受理
淀川右岸用排水改良事業費國庫補助に
り土地改良意欲を向上させると共に第
(請第五百三十三号) 昭和二十二年

十一月七日受理

三重縣下のかん害應急対策費國庫補助
に関する請願
請願者 三重縣桑名郡桶村長
黒田實之介 外百三十名

紹介議員 九鬼紋十郎君

本年は未曾有のかんばつで、水稻作付
後の雨量は平年に比べて四十パーセン
ト程度に過ぎなかつたため、用水の不
足した耕地面積は、相当広い範圍にわ
たつたのであるが、現下の食糧確保の
重要性に鑑み、農家は利欲を離れて揚
水機、網汲井戸等の應急措置を施行し
おおよそ十四万石の減収を喰ひ止めたが
右に要した費用は、一千七百余万円に
達した、これに対し國庫補助金の交付
がないと、本年度産米の供出に非常な
困難を生ずるから、速かに國庫補助を
せられたいとの請願。

(請第五百二十七号) 昭和二十二年
十一月八日受理

小倉市曾根地先干拓実現に関する請願
請願者 小倉市長 濱田良祐
紹介議員 島田千彌君

小倉市曾根地先干拓は現在の北九州食
糧事情に重大な影響を持つもので本工
事完成の時は三百九十余町歩にわたる
耕地から一萬石の増産が可能であると
同時に毎年高潮で悩まされている現場
ぼうも安全ならしめ後方の廣大な水田
は危険から救はれるのであるから、是
非とも当干拓事業の実現を期せられ
たいとの請願。

(請第五百三十四号) 昭和二十二年
十一月八日受理

造林用苗ほ用地確保に関する請願
請願者 札幌市北十四條西十四
丁目

三國重四郎
紹介議員 木下源吾君

自作農創設特別措置に基いて自作農保
有面積以外は全部政府に買収せられる
ことになつたが、かくては、公共性を
有する造林用苗木を作付する畑地を奪
われ、造林五箇年計画所要苗木数の半
ばも産することが出来なくなるから、
自作農創設特別措置法第五條第七号の
次に「八、造林用苗圃用地として必要
なる用地」の一項を加えられたいとの
請願。

第九部 農林委員会全議録第三十三号 昭和二十二年十一月十八日

昭和二十三年四月二十日印刷

昭和二十三年四月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第九部)

(五六一)